

医療証について

町では医療費の一部を負担し、その軽減を図るため、次の医療証を交付しています。

①「重度心身障がい(児)者医療」の医療証

▼対象となるかた

次の2つの条件のどちらにも該当するかた。

- ▽下記※1により算出した市町村民税所得割相当の額が、23万5000円以下のかた
- ▽次のいずれかに当てはまるかた。

- ① 身体障害者手帳1・2級の交付を受けているかた。
- ② 精神障害者保健福祉手帳の1級交付を受けているかた。
- ③ 療育手帳Aの交付を受けているかた。
- ④ 国民年金障害等級1級の障害基礎年金受給権者。
- ⑤ 精神障がい者で、恩給法の特別項症及び第1項症、その他の公的年金各法の障害等級1級受給権者。
- ⑥ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3の1級程度のかた及び別表第1程度の20歳以上のかた。

▼申請に必要なもの

保険証・印鑑・対象となることが確認できるもの(身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・障害年金証書(障害基礎年金・その他の公的年金のもの)・恩給証書・特別児童扶養手当証書など)

※前年または前々年の所得額、所得税額わかるものが必要になる場合があります。

②「ひとり親家庭等医療」の医療証

▼対象となるかた

次の条件に該当するかた。

▽親の条件
就労などにより18歳以下の児童を扶養しているかたで、前年の所得に対して下記※1により算出した所得税相当の額が0円となるかた。また、次のどちらかにあてはまるかた。

- ① 配偶者がいないかた。
- ② 配偶者が、障がいにより長期にわたって労働能力を失っているかた。

▽子の条件 次のどちらかにあてはまるかた。

- ① 18歳以下で前述の親に扶養されているかた。
- ② 18歳以下で父母のいないかた(養育しているかたの前年の所得に対して下記※1により算出した所得税相当の額が0円となる場合)。

※子が条件②に該当する場合は、養育者のかたは対象になりません。

▼申請に必要なもの 対象となるかたの保険証・印鑑

※国民健康保険に加入しているかたは、就労していることがわかるものが必要になる場合があります。

③「子育て支援医療」の医療証

▼対象となるかた

白鷹町にお住まいの0歳から小学校入学前までのお子さん全員。

▽平成24年度から交付要件における所得制限がなくなりま

した。
制度改正により新しく該当となるお子さんには、ご案内を郵送いたします。

▼申請に必要なもの お子さんの保険証・印鑑

★いずれの医療証も、助成を受けるためには、医療機関を受診するときに保険証と一緒に医療証を提示してください。(提示しなかった場合や、県外の医療機関で受診された場合は、領収書を役場にお持ちいただくと、後日お返しいたします。)

※1 税制改正により扶養控除が見直され、年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止となりました。医療証の所得の判定にはこの影響が及ばないようにするため、扶養控除廃止前の計算により所得相当額を算出し、判定に使用する予定です。

④「身親の医療証の更新

現在の身親医療証は平成24年6月30日が有効期限です。引き続き交付希望のかたは更新の手続きが必要になります。

有効期限を確認のうえ、手続きを行ってください。

▼更新の時期

6月25日(月)～29日(金)
なお、新規の申請は随時受け付けています。

▼対象となるかた

町内に住所があり、健康保険に加入している0歳～中学3年生までのお子さん全員。

▼申請に必要なもの

お子さんの保険証・医療費の領収書・印鑑・両親どちらかの口座番号のわかるもの・申請書(町ホームページからもダウンロードできます)。
※申請書はお子さんごとに1枚ずつ必要です。
※申請は受診した月の翌月から1年以内に手続きください。

▼医療証・医療費助成の申請窓口

役場1階2番受付

■問い合わせ
町民課 国保医療係

☎85-6130